

バーゼル銀行監督委員会が バーゼルⅢの最終化に関する最終合意文書を公表

2017

12月12日
速報版

概要

去る12月7日にバーゼル銀行監督委員会(“Basel Committee on Banking Supervision”以下「バーゼル委」という)は、バーゼルⅢの最終化(“Basel III: Finalising post-crisis reforms”)を公表した。

同文書は、ここ数年来バーゼル委員会で検討が進められてきたリスク計測手法の見直し等をバーゼルⅢの一部として位置付け、その結論をまとめたものとなっている。

主な見直しの分野は、①信用リスクの標準的手法、②内部格付手法、③CVA、④オペリスクの計測手法、⑤レバレッジ比率、⑥資本フロア(“Output Floor”)である。

また施行時期は2022年からとなっている。

本稿においては、本最終合意文書のうち、①、②、④の概要について説明する。なおリスク区分毎の詳細な改訂内容や自己資本比率、実務への影響は本稿に後続して詳解版にて説明することとした。

信用リスクの標準的手法

**第二次市中協議文書対比で、一部のRWを下方調整。
また株式については5年間の経過措置を設定。**

信用リスクの標準的手法については、2015年12月に2次市中協議文書が公表されていたが、今回はその内容をほぼ踏襲しつつ、一部のリスク・ウェイトが引き下げられた。主だったところでは、

- 銀行向けの外部格付参照方式のRWの一部
- 法人等向けエクスポージャーのRWの一部
- 住宅ローンのRWの一部

が引き下げられた。また上記住宅ローンについては、LTV

の水準についても一部調整が加えられている。

また株式については、2次市中協議文書では現行IRBの簡便手法にならない、上場株式300%、非上場株式400%のRWが設定されていたが、最終合意においては原則として純投資目的の非上場株式は400%とする一方で、その他の政策保有株式や上場株式は250%のRWが設定された。また、RWの引上については、5年間の経過措置が設定されることとなった。

なお、影響額の大きさから焦点になっていた無条件に取消可能なコミットメントのCCFは第二次市中協議文書の通り、10%のCCFが設定されることとなった。

内部格付手法(資本フロア含む)

**適用範囲が市中協議文書対比で大きく拡大。
資本フロアの計算方法が大きく変更。**

内部格付手法の制限に関する2016年3月の市中協議文書においては、金融機関、大企業(総資産500億ユーロ超)、株式については内部格付手法を認めないという、極めて制限的な適用を提案していたが、今般の最終合意ではそれを相当程度緩和した内容となっている。要すれば、大企業(売上総額5億ユーロ超)、金融機関に対してはFIRBのみを認め、株式については標準的手法のみが認められる取扱いとなった。

なお、今回大きく取扱いが変更されたのが資本フロア(Output Floor)の取扱いである。フロア水準は交渉の最終局面において、75%と70%の水準のせめぎ合いとなっている旨、数多く報道されたところであるが、新しい標準的手法の資本賦課水準の引上に伴い、たとえ70%でもFIRB、AIRB共にフロア抵触する可能性が高く想定されていた。

最終合意文書においては、資本フロアの計算方法が大きく変わったことから、フロア抵触の可能性が低くなり、またフロ

アに抵触した場合にもその影響は限定的と思われる。

従前のフロアの計算方法では、①フロア参照手法による資本賦課額を算出し、②当該資本賦課額にフロア掛目を乗じたものと内部モデルによる自然体の資本賦課額を比較し、前者が後者を上回る場合のその差額を、③自然体の分母の額に加算することにより自己資本比率を算出していた。そのため金融機関が対外公表する自己資本比率は、当該フロアを調整した後の自己資本比率一本であった。

これに対して新しい資本フロアの計算では、①自然体でのリスク・アセット額を分母とする自己資本比率と、②標準的手法により算出したリスク・アセット額にフロア掛目を乗じた分母を用いた自己資本比率の両比率を算出し、両者を公表する形式に改められ、金融機関①、②の自己資本比率が最低水準を上回っていれば良いとされることになった。

そのため、早期是正措置の発動水準に有るような資本水準にある場合を除いて、フロアの拘束力や第三の柱での自己資本比率に資本フロアが与える影響は限定的になった（但しIR上、フロアによる自己資本比率と自然体での自己資本比率のどちらを投資家が尊重するかによるが。）

またフロアについては、2022年の掛目50%をスタートとして、毎年5%ずつフロア掛目を上昇させる経過措置が導入されることから、自己資本の積み上がりを勘案すると、より資本フロアの影響は限定的といえる。

それゆえ、国際交渉の行方を見守り、IRB移行を慎重に検討していた金融機関にとっても、相応の移行メリットを見込むことが出来るだろう。

オペレーショナル・リスクの取扱い

枠組みはほぼ第2次市中協議文書通り。数式が簡素化、カリブレーションされる。

内部損失データの蓄積は2017年から必要か。

オペレーショナル・リスクの取扱いについては、2016年3月に第二次市中協議文書が公表され、そこで新たな標準手法(SMA)が提案されていた。

今般の最終文書では第二次市中協議文書で提案されたフレームワークを踏襲しつつ、計算式の調整が実施された。主なポイントとしては、①ビジネス指標のバケットが5段階から3段階に簡素化されたのと併せて、掛目の水準が引き下げられたこと、②損失指標が巨額損失事案の有無に限らず10年間の内部損失の平均額の15倍を適用することとなったこと、③損失指標から損失掛目を算出する算出式の保守的調整が加えられたことがあげられる。

なお、実務上注意すべきは、今回の見直しが2022年から適用される予定で有る一方で、移行措置として計算初年度においては5年以上の内部損失データの蓄積が必要とされていることである。つまり最終合意通りの規制適用が想定される場合には、最低でも2017年の内部損失データの蓄積が必要になっているのである。

お問い合わせ先

プロティビティLLC

100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル

電話番号 : 03-5219-6600

担当 : 青木 洋

電子メール : hiroshi.aoki@protiviti.jp

※本稿中の意見・見解は筆者の個人的な見解です。

プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうように、高い専門性と客観性のある洞察力、クライアントに合ったアプローチや最善の協力を提供するグローバルコンサルティングファームです。20ヶ国、70を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、オペレーション、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロティビティは、Fortune 1000の60%以上、Fortune Global 500の35%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティは、1948年に設立され現在S&P500の一社であるRobert Half International (RHI)の100%子会社です。